

平成30年7月豪雨災害に係る
岡山県災害廃棄物処理実行計画
(改訂版)

平成30年10月 策定
令和 元年 7月 改訂

目 次

第1章 被災の状況	1
第2章 基本方針	
1 処理の対象	4
2 処理主体	4
3 災害廃棄物の発生推計量	4
4 処理期間	4
5 処理方法	4
6 財源	4
第3章 処理実行計画	
第1節 災害廃棄物の発生推計量	
1 市町村別の発生推計量	5
2 種類別の発生推計量	6
第2節 災害廃棄物処理の基本的事項	
1 役割分担	6
2 処理方法	7
(1) 処理フロー	7
(2) 仮置場の設置及び管理	8
(3) 処理方法の優先順位	11
(4) 県内処理と広域処理	12
(5) 焼却処理及び最終処分	12
(6) 処理困難物等の処理	12
(7) 公費解体の進捗状況	13
第3節 事務の委託	
1 概要	14
2 受託対象市町村	14
3 受託し処理する災害廃棄物の量	14
4 事務受託の範囲	14
5 災害廃棄物の処理について	14
第4節 処理スケジュール	15
第5節 進捗管理及び見直し	15
資料編	
1 県内の一般廃棄物の焼却施設・最終処分場	16
2 災害廃棄物処理業務の概要（県事務受託分）	18

— はじめに —

岡山県では、平成30年7月豪雨により、70人を超える尊い人命が失われるとともに、住家被害は全半壊が8,100棟を超えるなど、これまでに経験したことのない規模の被害が発生しました。（被害状況は、令和元年7月5日時点）

また、道路や河川、鉄道、農林水産業や商工業に至るまで広範な被害が生じ、被災地の復旧・復興に向けた取組が進められていますが、災害発生から1年が経過する中、なお災害の深い爪痕が残っています。

本計画は、災害からの本格的な復旧・復興に向け、浸水被害があった地域を中心に発生した大量の災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため平成30年10月1日に策定しましたが、その後の被災市町村における災害廃棄物の処理や公費解体等の進捗を踏まえ、このたび、目標とする発災後2年間での処理完了に向け必要な改訂を行うものです。

第1章 被災の状況

梅雨前線の停滞による記録的な大雨により、平成30年7月6日から7日にかけて、広い範囲で同時多発的に、河川の氾濫による浸水、斜面の土砂崩れ等による被害が発生しました（図1-1）。

住家への被害状況は、全壊4,830棟、半壊3,365棟、一部損壊1,126棟、床上浸水1,541棟、床下浸水5,517棟の合計16,379棟（令和元年7月5日時点）となっており、市町村ごとの被害状況は、表1-1及び図1-2のとおり甚大なものとなっています。



図1-1 被害状況等写真

表1-1 住家被害状況（令和元年7月5日時点） [単位：棟]

市町村	全壊	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	合計
岡山市	13	1,196	39	1,042	3,986	6,276
倉敷市	4,646	846	369	116		5,977
津山市	3	2	23	65	193	286
玉野市		2	5		13	20
笠岡市	2	177	25	22	153	379
井原市	11	39	23	120	167	360
総社市	84	544	523		263	1,414
高梁市	59	284	7	29	139	518
新見市	3	4	9	31	89	136
備前市				4		4
瀬戸内市			3		1	4
赤磐市		5	5	10	34	54
真庭市	2	4	13	38	83	140
美作市				27	74	101
浅口市	1	2	10	5	71	89
和気町		18	2	6	30	56
早島町			1		52	53
里庄町	1	2	4		9	16
矢掛町	4	239	30	17	85	375
新庄村					1	1
鏡野町	1	1	26		15	43
勝央町					6	6
奈義町					2	2
西粟倉村				3	13	16
久米南町			2			2
美咲町				3	30	33
吉備中央町			7	3	8	18
計	4,830	3,365	1,126	1,541	5,517	16,379

(出典：岡山県危機管理課「平成30年7月豪雨による被害状況について」)

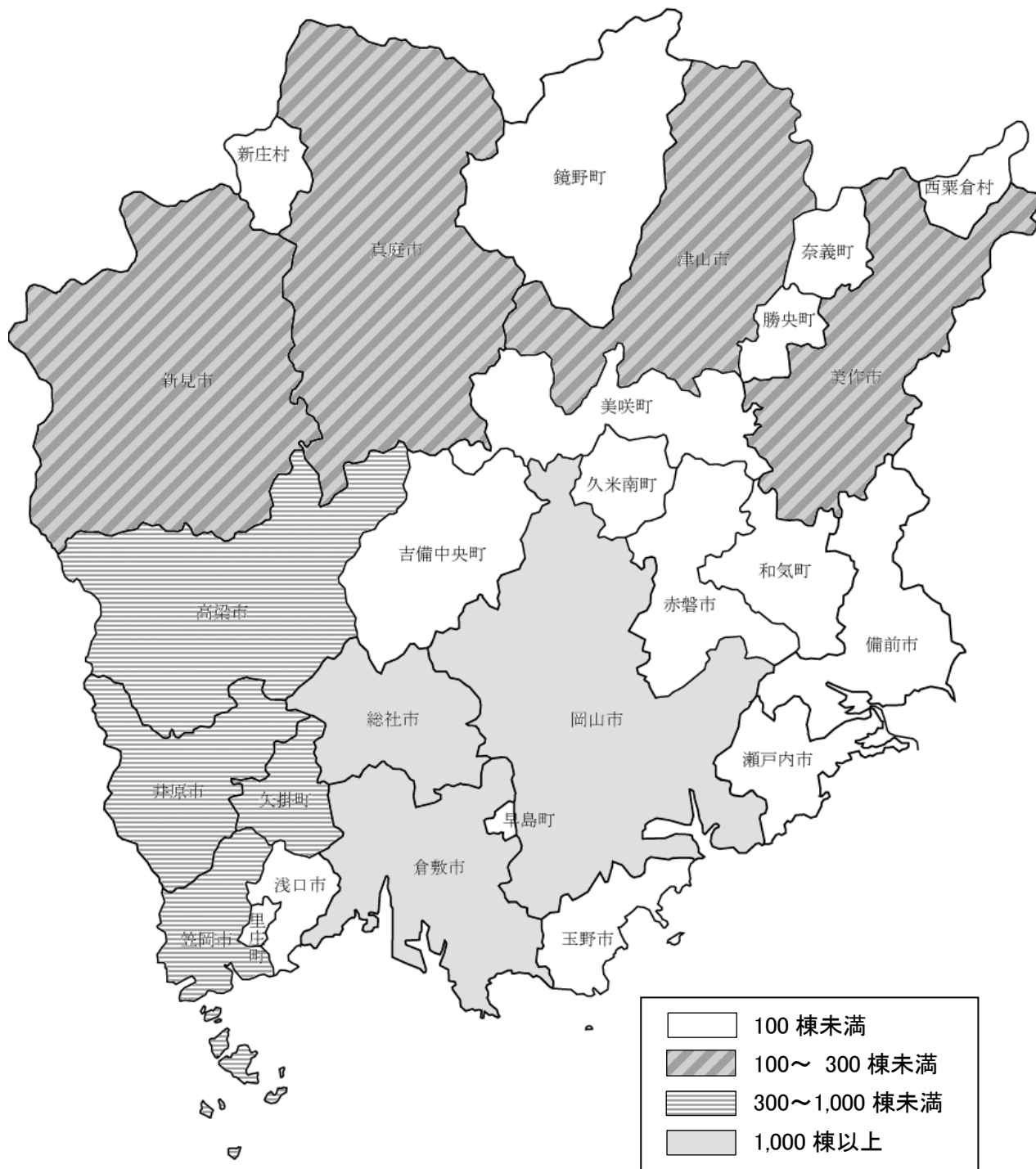


図1-2 岡山県内の住家被害状況（令和元年7月5日時点）

第2章 基本方針

岡山県では、災害廃棄物の処理にあたって、平成30年8月21日に基本方針を定めています。本計画では、この基本方針に沿って災害廃棄物の処理を行います。

1 処理の対象

平成30年7月豪雨災害により発生した災害廃棄物を対象とします。

2 処理主体

市町村（廃棄物処理法第4条第1項）

【県の役割】

- ・ 被災市町村が行う災害廃棄物の処理に対する技術的援助
- ・ 関係機関及び他都道府県等との協力・支援調整
- ・ 災害廃棄物処理の進捗状況の把握
- ・ 市町村の被害状況や災害廃棄物の発生量等を勘案して、市町村による処理が困難であると認められる場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14に基づき、県が災害廃棄物の処理に関する事務を受託し、処理を代行する。

3 災害廃棄物の発生推計量

約44万トン

※本計画策定時点（平成30年10月1日）では約30万トンと推計

4 処理期間

発災後2年間での処理完了を目指します。

（ただし、損壊家屋の解体・撤去の進捗等を踏まえて適宜見直します。）

5 処理方法

- ・ 処理に当たっては、円滑かつ迅速に処理することを原則としつつ、平常時と同様に再使用、再生利用、熱回収、適正処分という順位により処理を行います。
- ・ 環境負荷の大きい焼却処分及び最終処分量を可能な限り少なくします。
- ・ 県内での処理を基本とし、既存の県内廃棄物処理施設において目標期間内での処理完了が困難な場合には、県外広域処理や仮設処理施設の設置も検討します。

6 財源

環境省の補助制度「災害等廃棄物処理事業費補助金」を活用するとともに、国に対して必要な財政支援を要望します。

第3章 処理実行計画

第1節 災害廃棄物の発生推計量

1 市町村別の発生推計量

岡山県における災害廃棄物の市町村別発生推計量は、表3-1のとおりであり、県内の合計では約44万トンと推計されました。

表3-1 災害廃棄物の市町村別発生推計量（令和元年5月末現在）

市町村	発生推計量 (千トン)	処理済量 (千トン)	処理進捗率 (%)	(参考) 計画策定時の 発生推計量 (千トン)	(参考) H29年度ごみ 総排出量 (千トン)
岡山市	15.2	13.3	87.5	19.3	278.4
倉敷市	350.1	154	44.0	226.0	181.1
津山市	0.1	0.1	100	0.7	33.7
玉野市	1.0	0.9	90.0	0.5	23.6
笠岡市	3.4	2.9	85.3	1.3	15.4
井原市	3.7	3.7	100	3.2	12.2
総社市	30.6	15.6	51.0	18.5	24.8
高梁市	18.7	18.1	96.8	13.0	15.1
新見市	5.8	1.4	24.1	1.7	10.0
備前市	0.01	0.01	100	(100t未満)	10.8
瀬戸内市	0.03	0.03	100	1.0	10.9
赤磐市	0.06	0.03	50.0	0.5	12.2
真庭市	0.3	0.3	100	0.4	15.2
美作市	0.04	0.04	100	(100t未満)	7.9
浅口市	6.1	6.1	100	2.4	12.6
和気町	0.1	0.1	100	0.2	3.9
早島町	0.01	0.01	100	(100t未満)	4.3
里庄町	0.06	0.06	100	0.1	3.4
矢掛町	6.6	4.2	63.6	4.5	3.5
新庄村	0	0	-	(100t未満)	0.2
鏡野町	0.9	0.9	100	0.9	3.4
勝央町	0	0	-	(100t未満)	2.4
奈義町	0	0	-	(100t未満)	1.6
西粟倉村	0.004	0.004	100	(100t未満)	0.3
久米南町	0.002	0.002	100	0.8	1.3
美咲町	0.004	0.004	100	(100t未満)	3.5
吉備中央町	0.5	0.5	100	0.5	3.0
合計	443.3	222.4	50.2	295.6	694.7

注) 推計方法は市町村によって異なる。

注) 端数処理によって合計値が合わない場合がある。

注) 既に処理が完了している場合、発生推計量＝処理済量としている。

2 種類別の発生推計量

災害廃棄物の種類別の発生推計量は表3-2のとおりです。

表3-2 種類別発生推計量 [単位：千t]

種類	発生推計量	備考
可燃廃棄物	33.2	繊維類、紙、木、プラスチック等
廃畳	4.7	畳
不燃廃棄物	67.7	がれき類、ガラス、陶磁器、レンガ等
コンクリートがら	123.7	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
瓦	58.2	瓦
木くず	48.5	柱・梁・壁材、流木等
金属くず	6.4	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
廃家電	4.6	テレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、災害により使用できなくなったもの
土砂混じりがれき	34.0	土砂が混在したがれき類等
その他	1.6	処理困難物等
混合廃棄物	60.7	不燃廃棄物、可燃廃棄物、木質廃材、コンクリート塊、金属類等、さまざまな種類の災害廃棄物が混在したもの
合計	443.3	

第2節 災害廃棄物処理の基本的事項

1 役割分担

市町村と県の役割は表3-3のとおりです。

表3-3 市町村と県の役割

市町村の役割	県の役割
災害廃棄物の処理主体 ○被害の把握 ○関係機関への協力・支援要請 ○市町村災害廃棄物処理実行計画の策定 ○災害廃棄物の処理 ○仮置場の設置・運営 ○住民への広報、啓発 ○国庫補助金の申請 ○情報の収集 など	市町村の支援、関係機関との連絡、調整 ○組織体制等の確立 ○関係機関との協力・支援の調整 ○県災害廃棄物処理実行計画の策定 ○市町村が行う災害廃棄物処理に対する技術的援助 ○災害廃棄物処理の進捗状況の把握 ○市町村による処理が困難な場合における災害廃棄物の処理事務の受託 ○情報の収集・提供 など

2 処理方法

(1) 処理フロー

岡山県内で発生した災害廃棄物の処理における基本的なフローは次のとおりです。

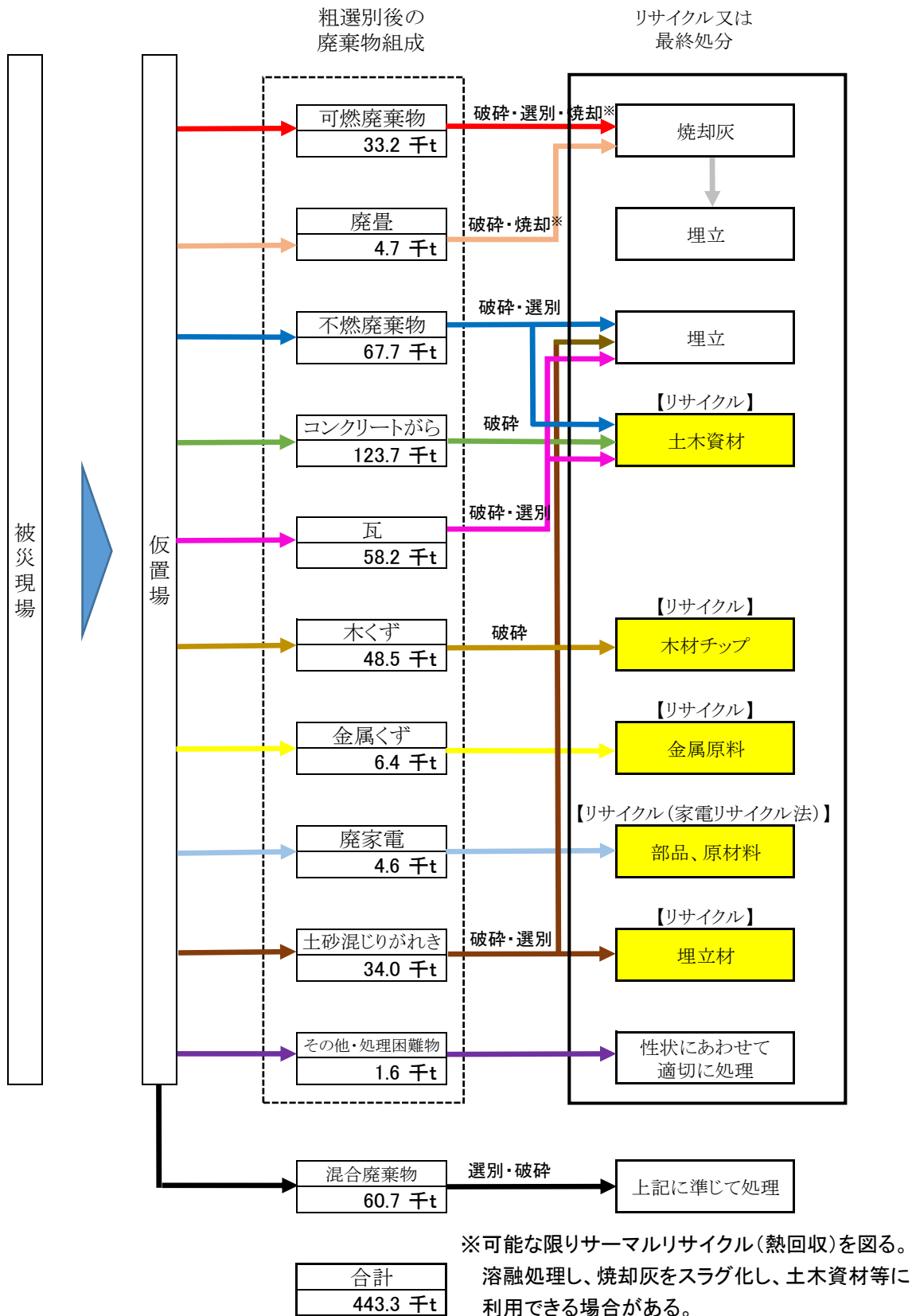


図3-1 処理フロー

(2) 仮置場の設置及び管理

①市町村ごとの設置状況

市町村ごとの仮置場の設置状況は図3-2のとおりであり、現時点（令和元年6月末）で県内5箇所（新見市、美咲町、久米南町、倉敷市、玉野市）の仮置場で災害廃棄物の受入を行っています。なお、仮置場の分類及び役割を表3-4に、仮置場の位置付けを含む災害廃棄物の処理の流れを図3-3に示します。

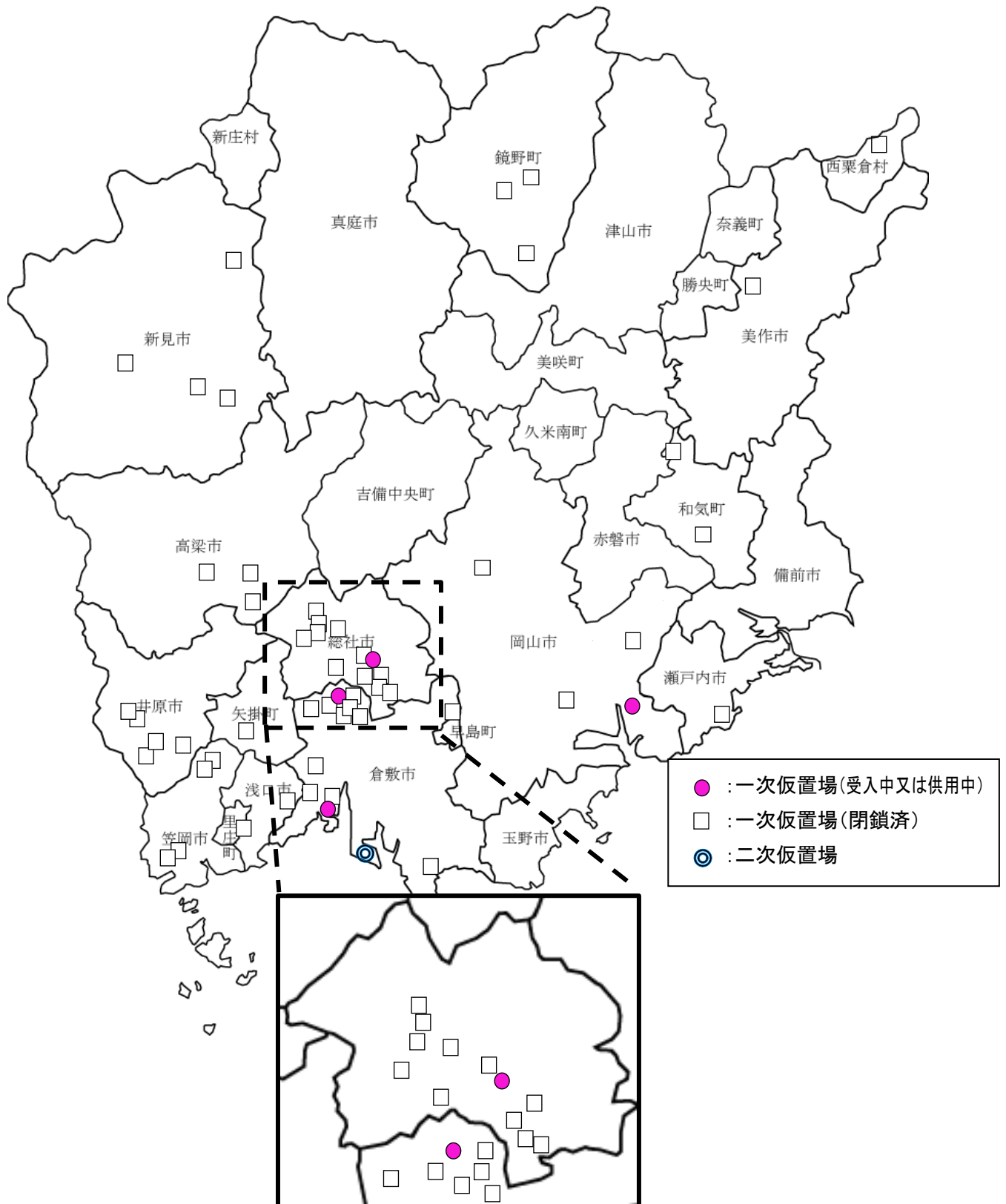


図3-2 市町村ごとの仮置場の設置状況

表 3-4 仮置場の分類

名称	役割
一次仮置場	被災現場から廃棄物を早期に撤去・搬出するために近隣に設ける一時的な仮置場所。必要に応じて、二次仮置場や処理施設への搬出のための粗選別を行う。
二次仮置場	被災現場及び一次仮置場の廃棄物を集約し、処分に向けた前処理（破碎・選別等）や、処理施設への搬出調整のための継続的な保管を行う場所。

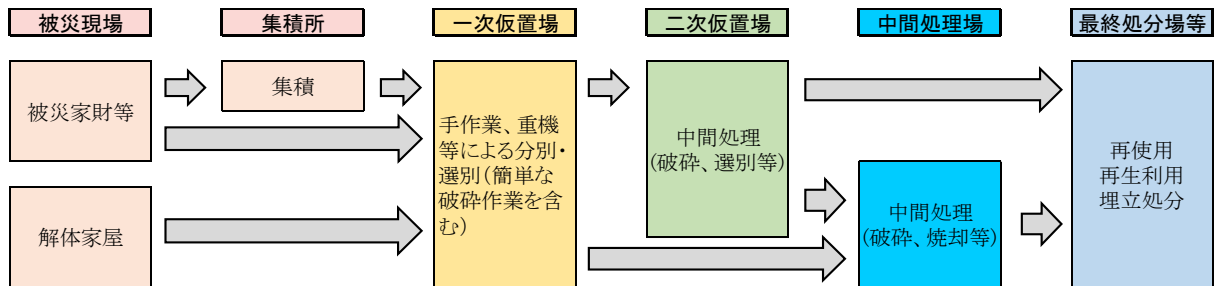





図 3-3 一般的な災害廃棄物処理工程

②災害廃棄物の種類及び配置

持ち込まれた災害廃棄物の基本的な区分は、表 3-5 に示すとおりです。リサイクル及び適正処理のためには種類ごとに分別することが重要です。また、仮置場の設置レイアウトの例を図 3-4 に示します。

表 3-5 災害廃棄物の種類と性状等

災害廃棄物の種類	性状等
 可燃廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 繊維類、紙、木、プラスチック等の可燃物が混在したもの
 廃畳	<ul style="list-style-type: none"> 水分を含むと、腐敗が進み、その発酵熱により自然発火し火災の原因となり易いため、高く積み上げないように注意する必要がある。 悪臭も発生しやすいため、迅速な処理が求められる。
 不燃廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> がれき類、ガラス、陶磁器、レンガ等が混在したもの

	<p>コンクリート がら</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・損壊家屋等の解体により発生したコンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
	<p>瓦</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・損壊家屋の解体により発生する瓦くず
	<p>木くず</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・木製家具や壁材、柱材（流木も含む。）等
	<p>金属くず</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋、アルミ材、金属製の機器等
	<p>廃家電</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災家屋から排出される災害により使用できなくなったテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類 ・家電リサイクル法の対象品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等）は、原則家電リサイクルルートにより処理する必要がある。
	<p>土砂混じり がれき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂が混在したがれき類等の廃棄物
	<p>その他 (処理困難物等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器、処理困難物(油類、農薬類、ペンキ類、ガスボンベ、蛍光管、バッテリー等)等、性状に合わせて適切に処理する必要がある。

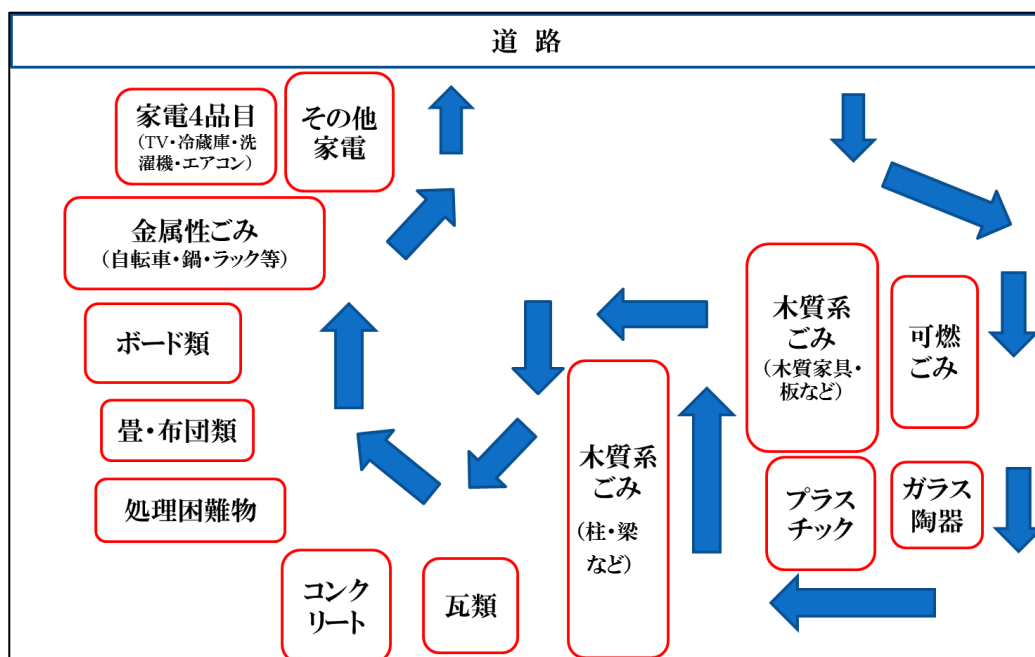


図3-4 仮置場設置例（レイアウト）

③管理

仮置場の設置者は、次の事項に留意して管理を行います。

- ・災害廃棄物を円滑に搬入・搬出するため、仮置場の出入口や搬入経路、仮置場内の各所に誘導員・係員を配置する。
- ・木くずや可燃物は、高さ5m以上（畳は2m以上）積み上げないようにするなど、火災発生を予防する。
- ・場内及び廃棄物への散水を適宜行うとともに、スレートや壁材等をフレコンバッグに保管するなど、災害廃棄物や粉じんの飛散防止対策を講じる。
- ・石綿を含む建材は家屋解体の段階で対処すべきであるが、石綿を含有する可能性のある廃棄物が仮置場に持ち込まれた場合は、フレコンバッグに封入するなどして飛散防止対策を講じる。
- ・仮置場の環境保全対策として、必要に応じて、鉄板やシート等での養生や、汚水による公共用水域及び地下水の汚染や土壌汚染等の防止措置、さらには粉じん対策を講ずる。
- ・強風時は、仮置場への搬入を停止し、周囲への災害廃棄物の飛散防止に努める。
- ・薬品類やガスボンベ等の有害性・危険性のある処理困難物は適切に分別・保管し、早期に処理する。
- ・仮置場への不法投棄防止のため、夜間・閉鎖日には出入口の封鎖や看板の設置等の対策を講じる。
- ・畳や木くず等の腐敗により悪臭や害虫が発生する可能性がある場合は、適宜消臭剤や殺虫剤を散布する。

(3) 処理方法の優先順位

処理に当たっては、適正かつ円滑・迅速に処理することを原則としつつ、平常時と同様に再使用、再生利用、熱回収、適正処分という順位により処理を行います。環境負荷の大きい焼却処分（単純焼却）量及び最終処分量を可能な限り少なくします。

(4) 県内処理と広域処理

災害廃棄物発生量、県内廃棄物処理施設における処理可能量等から県外広域処理の必要性について検討を行い、県内の廃棄物処理施設のみでは目標期間内での処理完了が困難と判断された場合には、県外の処理施設も活用した広域処理や仮設処理施設の設置も検討します。

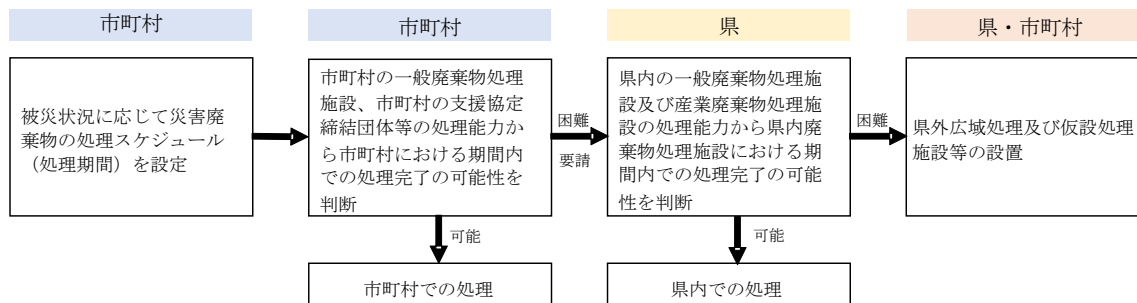


図 3-5 県内処理と広域処理の判断フロー

(5) 焼却処理及び最終処分

災害廃棄物の処理においては、再使用及び再生利用を優先しますが、それらが困難な廃棄物も相当量発生することが想定されます。これらについては、焼却処理により減量化、安定化、無害化を進めます。その際、可能な限り熱回収（サーマルリサイクル）を図ります。

また、再使用、再生利用及び焼却処理が困難な廃棄物並びに焼却残さ（焼却灰、ばいじん）については、埋立処分を行うものとします。

（県内一般廃棄物の焼却施設及び最終処分場の状況は、「資料編」のとおり。）

(6) 処理困難物等の処理

処理困難物等については、表 3-6 の処理方法によるなど、性状に合わせて適正に処理します。

表 3-6 処理困難物等の処理方法（例）

処理困難物等	処理方法(例)
ガソリン、灯油、エンジンオイル等	<ul style="list-style-type: none"> 販売店、ガソリンスタンド等へ回収を依頼 廃棄物処理業者に回収・処理を依頼
薬品類（農薬や毒劇物等）	<ul style="list-style-type: none"> 販売店やメーカーへ回収等を依頼 廃棄物処理業者に回収・処理を依頼
廃石綿（飛散性） 石綿含有物（非飛散性）	<ul style="list-style-type: none"> 回収した廃石綿及び石綿含有廃棄物は、プラスチックバッグやフレキシブルコンテナバッグにより二重梱包や固化による飛散防止措置を行い、管理型最終処分場（石綿含有物（非飛散性）については、安定型最終処分場も含む。）において埋立処分、あるいは溶融による無害化処理
ガスボンベ （LP ガス、高圧ガス等）	<ul style="list-style-type: none"> 高圧ガスボンベは高圧ガス保安協会へ回収等を依頼 LP ガスは（一社）全国 LP ガス協会へ回収等を依頼
フロンガス封入機器（業務用冷凍・冷蔵機器、空調機器等）	<ul style="list-style-type: none"> フロンガス回収業者（第 1 種フロン類回収業者等）へ依頼し、フロン類を回収した上で、廃棄物処理
消火器	<ul style="list-style-type: none"> （一社）日本消火器工業会に回収・処理を依頼 廃棄物処理業者に回収・処理を依頼
電池類	<ul style="list-style-type: none"> 平時の処理委託業者に処理を依頼 リサイクル協力店又はボタン電池回収協力店による回収を依頼

処理困難物等	処理方法(例)
カーバッテリー	・バッテリー回収業者に回収を依頼
自動車	・原則、所有者の意思確認が必要 ・自動車リサイクル法により処理
二輪車	・原則、所有者の意思確認が必要 ・二輪車リサイクルシステムにより処理

(7) 公費解体の進捗状況

被災市町村では、半壊以上の被害があった家屋（非住家含む。）を対象に、公費解体（費用償還する自費解体を含む。）が進められています。

現時点（令和元年5月末）における市町村の公費解体進捗状況は表3-7に示すとおりです。

表3-7 市町村の公費解体進捗状況

市町村	解体想定棟数 (C) [棟]	解体済棟数 (D) [棟]	解体進捗率 (D/C) ×100	市町村	解体想定棟数 (C) [棟]	解体済棟数 (D) [棟]	解体進捗率 (D/C) ×100
岡山市	100	61	61.0%	浅口市	4	4	100.0%
倉敷市	2,900	1,360	46.9%	和気町			
津山市	2	2	100.0%	早島町			
玉野市	4	4	100.0%	里庄町	1	1	100.0%
笠岡市	43	39	90.7%	矢掛町	55	26	47.3%
井原市	19	19	100.0%	新庄村			
総社市	350	198	56.6%	鏡野町	2	2	100.0%
高梁市	70	46	65.7%	勝央町			
新見市	10	7	70.0%	奈義町			
備前市				西粟倉村			
瀬戸内市				久米南町			
赤磐市	2	0	0.0%	美咲町			
真庭市	4	4	100.0%	吉備中央町	4	4	100.0%
美作市				合計	3,570	1,777	49.8%

第3節 事務の委託

1 概要

災害廃棄物は一般廃棄物として取り扱われることから、本来、市町村が処理を実施することとなります。しかしながら、市町村の被害状況や災害廃棄物の発生量等により災害廃棄物の処理が困難であると認められる場合には、地方自治法第252条の14の規定に基づく事務委託を受け、県が処理を代行します。

2 受託対象市町村

基本方針に基づき、倉敷市及び総社市から災害廃棄物の処理についての事務の委託を受けています。

3 受託し処理する災害廃棄物の量

318,812 t（倉敷市：312,109 t、総社市：6,703 t）

4 事務委託の範囲

事務委託の範囲は図3-6のとおりです。

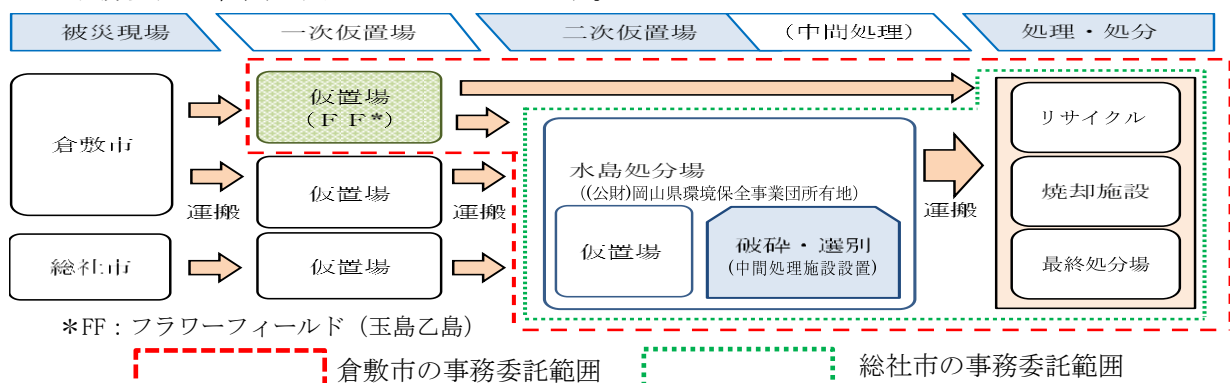


図3-6 事務委託範囲（イメージ図）

5 処理業務の概要

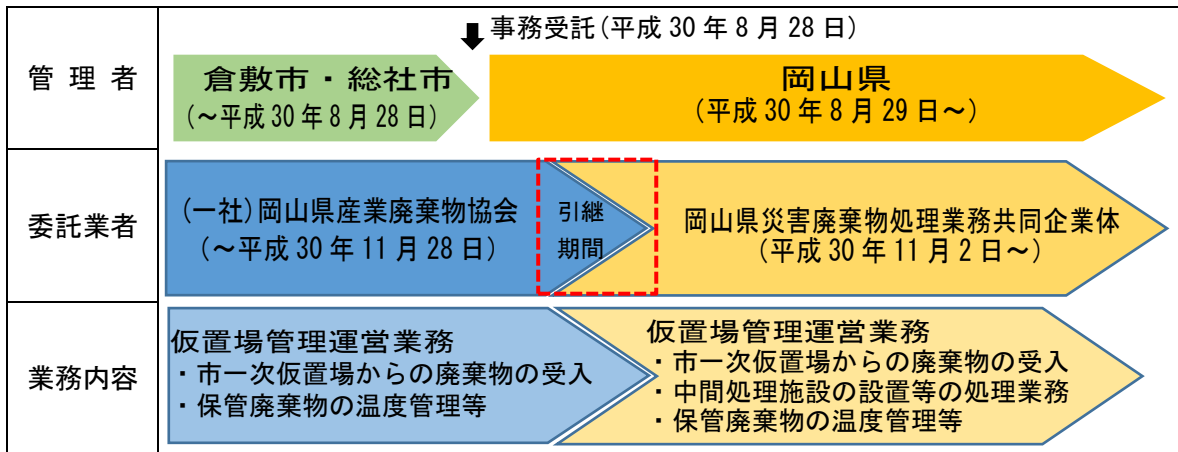
(1) 一次仮置場（玉島E地区フラワーフィールド）

倉敷市の公費解体事業により発生した家屋解体廃棄物を受け入れる仮置場で、搬入された廃棄物は、廃棄物の種類ごとに県内外の廃棄物処理施設等を活用し処理を進めます。

管理者	倉敷市 (~平成30年8月28日)	↓ 事務受託(平成30年8月28日)	岡山県 (平成30年8月29日~)
委託業者	(一社)岡山県産業廃棄物協会 (~平成30年11月28日)	引継期間	岡山県災害廃棄物処理業務 共同企業体 (平成30年11月2日~)
業務内容	仮置場管理運営業務 ・家屋解体廃棄物の受け入れ ・受入廃棄物の処理のための搬出		

(2) 二次仮置場（水島処分場）

破碎や選別などの中間処理が必要な混合廃棄物等を受け入れる仮置場で、搬入された廃棄物は、二次仮置場内に新たに整備した中間処理施設（破碎・選別）を基軸として県内外の廃棄物処理施設等を活用し処理を進めます。



注) 各仮置場及び中間処理施設の概要は、「資料編」のとおり。

6 処理進捗状況

事務受託した災害廃棄物の処理進捗状況は、表3-8のとおりです。

表3-8 事務受託した災害廃棄物の処理進捗状況 (単位: トン)

	受託量	委託分		処理済量	処理進捗率
		倉敷市委託分	総社市委託分		
一次仮置場	191,541	191,541	—	119,663	62.5%
二次仮置場	127,271	120,568	6,703	16,130	12.7%
計	318,812	312,109	6,703	135,793	42.6%

(注) 令和元年5月末時点の推計量ベース

第4節 処理スケジュール

基本方針に従い、発災後2年間での災害廃棄物の処理完了を目標とし、その後の仮置場の撤去も速やかに行います。

項目	工程	平成30年					令和元年					令和2年							
		7	8	9	...	12	1	...	7	...	12	1	2	3	4	5	6	7	...
災害廃棄物処理実行計画策定等				策定					改訂										
一次仮置場の管理・運営																			
二次仮置場の管理・運営 (中間処理含む)																			
処分 (再利用、焼却等)																			

図3-7 処理スケジュール

第5節 進捗管理及び見直し

災害廃棄物の処理の進捗管理のため、被災市町村について、定期的に災害廃棄物の処理状況及び仮置場の設置状況等を把握します。

また、進捗状況等を踏まえ、必要に応じて本計画を見直します。

資料編

1 県内の一般廃棄物の焼却施設・最終処分場

県内の一般廃棄物の焼却施設及び最終処分場の状況は表1、2のとおりです。

表1 県内の一般廃棄物焼却施設の処理能力等

地域名	市町村等	施設名	処理能力 [t/日]	(参考)H29年度処 理実績[t/日]	備考
備前	岡山市	岡南環境センター	220	207	
		当新田環境センター	300	238	
		東部クリーンセンター	450	441	
	玉野市	東清掃センター	150	83	
	備前市	クリーンセンター備前	34	26	
	瀬戸内市	クリーンセンターかもめ	43	36	
	赤磐市	赤磐市環境センター	44	38	
	和気町	和気町クリーンセンター	10	-	H29 休止中
備中	倉敷市	水島清掃工場	300	272	
	新見市	クリーンセンター	46	41	
	倉敷西部清掃施設組合	清掃工場	180	120	
	総社広域環境施設組合	吉備路クリーンセンター	180	165	
	岡山県西部環境整備 施設組合	里庄清掃工場	200	175	
	岡山県井原地区 清掃施設組合	井原クリーンセンター	90	55	
	高梁地域事務組合	クリーンセンター	56	62	
	水島エコワークス(株)	倉敷市資源循環型廃棄物 処理施設	555 (うち一廃 303)	204	実績は 一廃分
美作	真庭市	クリーンセンターまにわ	30	28	
		真庭北部クリーンセンター	20	16	
	美作市	美作クリーンセンター	34	29	
	岡山市久米南町 衛生施設組合	クリーンセンター	13	11	
	岡山県中部環境 施設組合	コスモスクリーンセンター	30	26	
	津山圏域資源循環 施設組合	津山圏域クリーンセンター	128	118	

表 2 県内の一般廃棄物最終処分場の残余容量

地域名	市町村等	施設名	H29 年度末 残余容量[m ³]
備前	岡山市	三手最終処分場	59,700
		山上新最終処分場	270,111
	岡山市久米南町 衛生施設組合	大田最終処分場	1,718
	玉野市	一般廃棄物最終処分場	124,792
	備前市	備前一般廃棄物最終処分場	6,761
		日生一般廃棄物最終処分場	7,040
備中	倉敷市	東部最終処分場（2期）	160,686
		船穂町不燃物処分場	12,488
	総社市	一般廃棄物最終処分場	8,395
		宿ごみ埋立地	94
		大谷廃棄物捨場	4,592
	井原市	野々迫埋立処分場	3,789
	新見市	新見市処理センター	13,070
	浅口市	金光一般廃棄物最終処分場	24,202
	早島町	一般廃棄物埋立処分地	48,114
	高梁地域事務組合	一般廃棄物最終処分場	38,157
美作	真庭市	ガレキ処分場	29,117
		一般廃棄物最終処分場	6,518
	美作市	埋立処分地施設	149
	美咲町	柵原クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場	9,411
		藤原一般廃棄物最終処分場	4,983
	津山圏域 資源循環施設組合	津山圏域クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場	24,637
合計			858,524

2 災害廃棄物処理業務の概要（県事務受託分）

①一次仮置場について

・概要

フラワーフィールドの一次仮置場は、浸水等により半壊以上の被害を受けた家屋等を対象に、倉敷市が行う公費解体（費用償還対象となる自費解体を含む。）により発生する家屋解体廃棄物を受け入れる仮置場として同市が設置しており、県（岡山県災害廃棄物処理業務共同企業体）が管理運営しています。

一次仮置場の位置及び配置図は図1のとおりです。

・管理・運営について

倉敷市内の公費解体事業（費用償還対象となる自費解体を含む。）で発生した家屋解体廃棄物を受け入れます。

また、受け入れた災害廃棄物は、種類毎に計画的に処分先に搬出します。

特に、木くずやコンクリート殻など再生利用できるものは、できる限り再生利用できる処分先を選定して搬出し、埋立処分量や単純焼却量を最小限に留めます。



図1 一次仮置場の位置及び配置図

②二次仮置場について

・概要

本二次仮置場は、倉敷市及び総社市が、各市の一次仮置場の災害廃棄物を処分するための中間処理（破碎・選別処理）を行う中間処理施設の設置や、中間処理が必要な災害廃棄物の仮置場として、（公財）岡山県環境保全事業団の最終処分場跡地（埋立終了した第1処分場）に設置したもので、県（岡山県災害廃棄物処理業務共同企業体）が中間処理施設（破碎・選別処理）を設置して管理・運営しています。

二次仮置場の位置及び配置図は図2のとおりです。

・管理・運営について

倉敷市及び総社市内の一次仮置場から、中間処理が必要な災害廃棄物を受け入れるとともに、一次仮置場（フラワーフィールド）から、解体残さや混合廃棄物など中間処理が必要な災害廃棄物も受け入れます。

破碎・選別した中間処理後物は、その廃棄物の種類ごとに計画的に処分先に搬出します。

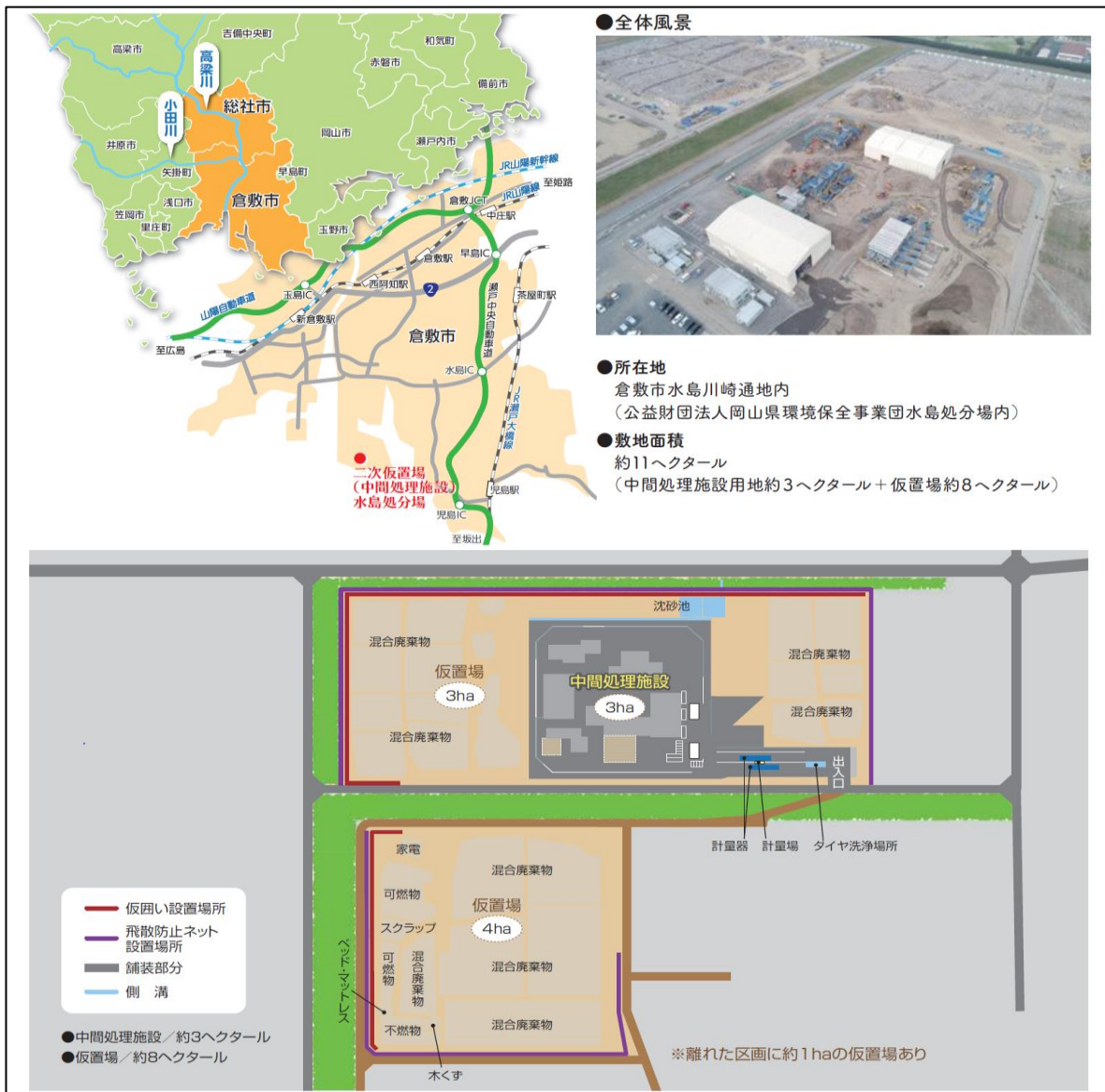


図2 二次仮置場の位置及び配置図

③中間処理施設について

二次仮置場に破碎・選別処理施設を整備し、受け入れた災害廃棄物を、処分先の受入基準に適合するように中間処理します。

基本処理フロー及び各処理工程概要は図3のとおりです。

また、各処理施設の概要は表3のとおりです。

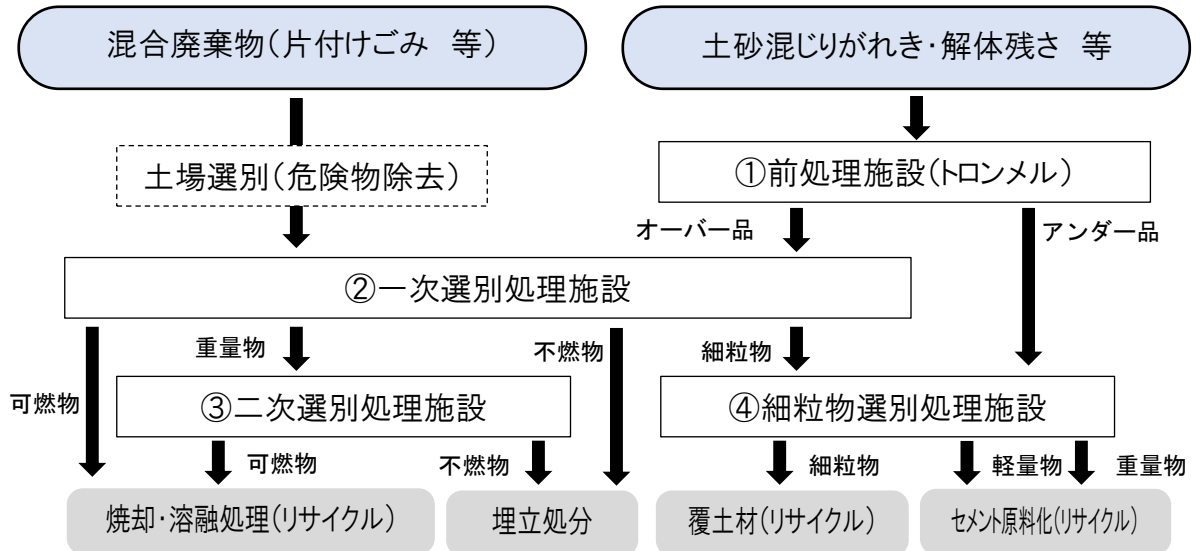



図3 基本処理フロー

表3 各処理施設の概要

工程	処理施設	処理内容
①前処理施設		<p>解体残さ等をトロンメルと磁選機に通し、細粒物と鉄を取り除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 磁選物は鉄スクラップとしてリサイクル
②一次選別処理施設 (破碎施設)		<p>土場選別した後の混合廃棄物をバリオ・セパレーターで選別可能かつ外部処分先の受入基準に適合した大きさに破碎する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 切断刃は、土砂・がれき類、混入金属片などに対しても、耐久性を発揮

<p>②一次選別 処理施設 (バリオセパ レーター)</p>		<p>傾斜した振動エレメントと風力の組み合わせにより、軽量物、細粒物、重量物、磁選物に選別する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 本体の傾斜角度、風力、スクリーン穴径の調整により、多様な選別が可能 ▶ 様々な廃棄物を高い精度で効率良く選別可能・構造がシンプルでメンテナンスが容易
<p>③二次選別 処理施設</p>	<p>手選別</p> 	<p>一次選別で選別した重量残さから手選別で可燃物を抜き取ることで、最終処分量の低減と水島処分場の受入基準を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 手選別のため精度良く選別処理が可能
<p>④細粒物 選別処理 施設</p>	<p>風力選別機</p> 	<p>各選別工程から選別された細粒物をベルトフィーダーで搬送・切り出し、20mmのウレタン篩機に投入する。オーバー品は風力選別機を通し風選物と重量物に選別する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ ウレタン篩機 20mm アンダー品は覆土材としてリサイクル ▶ 風選重量物はセメント原料としてリサイクル

④各種取組について

各仮置場における環境対策をはじめとした各種取り組みについては、下記のとおりです。

・環境対策

排出ガス対策	排出ガス対策型建設機械の活用、アイドリングストップの徹底 など
粉じん対策	随時、道路及び仮置ヤードに散水 運搬車両のタイヤ洗浄施設の設置 など
騒音・振動対策	仮囲いを設置
水質対策	場内排水は、沈砂池を設置し汚れを沈殿させた上で場外に排水
悪臭対策	受入する廃棄物からの生ごみ等の除外の徹底
環境モニタリング	騒音、振動などの周辺環境への影響について、定期的に測定

・火災対策

火災防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な廃棄物の仮置き（積み上げ高さ、危険物の除去、ガス抜き管の設置 等） ・温度計測の実施（定期的な温度計測、センサーによる自動計測 等）など
--------	---

・害虫対策

害虫対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ハエ対策として、定期的な薬剤散布と誘引剤入りボルトトラップの設置 ・蚊対策として、沈砂池や水路等への定期的な薬剤投与
------	--